

さあ今日も 水と元気が 蛇口から

6月1日から水道週間が始まります。水は、わたしたちの暮らしに欠かすことができません。この機会に、改めて水の大切さを見直しましょう。

Q 水道工事は、どこに頼んだらいいの？

A 水道は、安全な水を供給するため、法律によって厳しく管理されています。

各家庭で水道の新設・改造・修理・撤去などの工事を行う時は、必ず指定給水装置工事事業者(指定工事業者)へ依頼してください。また、市外の業者であっても、大洲市の指定を受けている場合は、工事を行うことができます。水道の工事などを行う場合には、お気軽に水道課までお問い合わせください。

Q 水道代が高くなった！

A 漏水の可能性があります。漏水の発見方法は、家庭の蛇口を全て閉めてから、水道メーターのパイロット(銀色の丸い形状)を見ると分かります。パイロットが動いていれば漏水しています。もし漏水していたら、指定工事

ご協力をお願い

水道メーターの取り替えについて

ご家庭に設置している水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められています。そのため大洲市では、適正な検針を行うために、水道メーターを有効期間内に取り替えます。市内の指定工事業者が、次の期間に水道メーターを取り替える予定となっていますので、ご協力をお願いします。

なお、この取り替えに関して料金をいただくことはありません。

水道メーター検針業務にご協力ください

現在、水道メーターは2か月に一度、写真のようなマーク入りベストを着用し、身分証明書を携帯した検針員が検針しています。

検針は水道使用量を確認し、水道料金を算定するもっとも大切な業務です。いつでもスムーズな検針ができるように、次の点にご協力ください。

- ▽メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ▽ペットはメーターボックスから離してつないでください。
- ▽メーターボックスの周囲はいつもきれいにしておいてください。

実施月	実施地区
6月	大洲・中村・市木・徳森
7月	柚木・若宮・五郎・田口・東大洲・東若宮・平野町保子野区・平野町日浦区・大成地区・脇川地区・河辺地区
8月	平野町・南久米・菅田町・春賀
9月	西大洲・阿蔵・新谷・喜多山・恋木・八多喜・上須戒
10月	長浜(奇数月検針地区)
11月	長浜(偶数月検針地区)



検針業務風景

市内の指定給水装置工事事業者

工事店名	所在地	電話番号	工事店名	所在地	電話番号
伊予屋住設	大洲	24-2541	久保建設(株)	蔵川	27-0757
(有)三原設備	大洲	24-3783	(株)宮元建設	新谷	25-0242
中央建設(株)	柚木	24-3556	向成建設(株)	新谷	25-3150
(資)矢野金物店	中村	24-3043	(有)オクダ設備	新谷	25-4107
(有)大和開発	中村	25-3776	(有)佐々木鉄工	春賀	26-0875
村上工業(株)	若宮	24-3141	樹設備	多田	26-1255
(有)南予水道住設	若宮	23-2352	久保鉄工所	八多喜	26-0537
(有)菊地浄化槽センター	五郎	24-0013	(有)星加水道設備	八多喜	26-0020
(株)土居鉄工所	東大洲	24-4519	好崎鉄工	米津	26-0720
J A愛媛たいき	東大洲	24-4181	笹田水道	長浜	52-2891
(有)神田鉄工所	東大洲	24-4122	矢野ガス(株)	長浜	52-0420
(有)曾根プロパン販売所	東大洲	24-3522	(有)池内石油店	長浜	52-0448
(有)丸電工業	東大洲	24-5351	(有)鈴木ガス商会	長浜	52-0358
(有)いの水道設備	田口	24-2216	(有)満野大商店	長浜	52-0013
マスタ水道設備	市木	25-4178	米田設備工業	長浜	52-2713
(株)西田興産	徳森	25-0211	河内設備商会	下須戒	52-0503
城戸電業社	徳森	25-2944	ダイワ設備工業	下須戒	52-1289
(有)内田電気水道設備	徳森	25-2858	(有)住吉産業	上老松	52-1531
谷本建設工業(株)	平野	24-5161	鹿野川ガス販売所	山鳥坂	34-2701
(株)四電工大洲営業所	北只	24-4595	(株)ひじ建	山鳥坂	34-2111
(有)アサノ設備	北只	24-0783	上田建設(株)	宇和川	34-2011
タマル家電サービス	松尾	24-0518	川上建設(有)	名荷谷	34-2101
神南設備	菅田	25-4684	三瀬建設(株)	予子林	34-2911
城戸設備工業	菅田	25-1175	北川商店	植松	39-2303
松浦建設(株)	菅田	25-5335	富永建設(株)	植松	39-2011

【問い合わせ先】 水道課 ☎24-3753 (直通)



清掃活動に精を出す参加者

毎年、肱川地域会議水中めがねの主催による、矢落川の清掃活動が行われています。今年も4月7日(土)に行われ、多くの地域住民が参加しました。

水中めがねの坂本芳則^{よしのり}会長は「11年間清掃活動を行ってきたので、矢落川も少しはきれいになったと感じている。今後も、きれいな肱川の保全に努めていきたい」と述べました。

その後、参加者は矢落川の堤防や川の中で捨てられた傘、空き缶、袋などを拾い、多くのごみを集めました。

水中めがねは年間を通して、いくつかの清掃活動を実施していません。みなさんも活動に参加してみませんか。

肱川を美しく

〜矢落川大清掃〜

65歳以上のみなさんへ

介護保険料が変わります

介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうという仕組みです。

保険料

介護保険は、40歳以上の人に納めてもらう保険料と公費で運営しています。

40～64歳の人の保険料は、各種健康保険で納めています。65歳以上の人の介護保険料は、直接市町村に納付します。金額は、毎年7月に住民税の課税状況や所得状況によって決まります。

介護保険制度は、必要とするサービス量や65歳以上の人数によって、3年ごとに保険料が見直されます。大洲市でも、介護保険に関する事業計画を見直し、平成24年度から新たな保険料が定められました。

平成24年度の保険料

保険料は、本人の住民税の課税状況や所得状況、同一世帯内の家族の課税状況によって決まります。

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.5	27,200円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下		
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない	基準額×0.75	40,800円
第4段階	・世帯内に住民税課税者がいて、本人が住民税非課税	基準額	54,300円
第5段階	・本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円未満	基準額×1.25	67,900円
第6段階	・本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上	基準額×1.5	81,500円

納付方法

納付方法は年金額によって2種類あります。

普通徴収

年金額が年額18万円未満の人は、送付される納付書で納めてください。また、口座振替も利用することができます。希望する人は、取り扱い金融機関で手続きをしてください。

特別徴収

年金額が年額18万円以上の人は、年金から差し引かれます。
※年金額が18万円以上の人でも、一定期間「普通徴収」になる場合があります。

- ▽年度の途中で65歳になった。
- ▽年度の途中で他の市区町村から転入した。
- ▽年度の途中で所得段階が変わった。
- ▽年金の現況届の出し忘れなどで、年金が一時差し止めになった。

【問い合わせ先】

高齢福祉課介護保険管理係

☎242111

(内線166・167)

納め忘れにご注意ください

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、滞納期間に応じてサービスにかかる保険給付が受けられなくなります。

納期限内の納付が難しい場合は、分割納付という方法もありますので、担当課にご相談ください。
1年以上滞納すると、サービスがいったん全額負担となり、申請により後で給付されます。

1年6か月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めになったり、滞納していた保険料と相殺されたりします。

2年以上滞納すると、利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費の給付が受けられなくなったりします。

※災害などの特別な事情で、一時的に保険料が納められなくなった場合は、減免措置などがありますので、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

高齡福祉課介護保険管理係

☎2421111（内線166・167）

長浜支所地域振興課

☎21114（直通）

肱川支所地域振興課

☎2347（直通）

河辺支所地域振興課

☎2113（直通）

介護が必要になる前に予防しましょう

地域支援事業

高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ自分の力で活動的に生活できるように、要支援・要介護状態になることを予防するための取り組みを行っています。

① 特定高齢者へのサービス

「基本チェックリスト」を行い、特定高齢者（要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者）に該当した人がサービスを受けることができます。

▽最寄りの公民館・総合福祉センターなどで実施する「介護予防教室」

▽一部のデイサービスセンターで行っている「特定高齢者、デイサービス」（生活機能の低下が著しい人が対象です。）

② 一般の高齢者へのサービス

特定高齢者に該当しなかった人は、各地区の転倒予防教室や介護予防に関する情報提供を受けることができます。

③ 全ての高齢者に対する支援

高齢者が安心して生活を続けられるように、利用できるサービスの相談や紹介を行います。また、高齢者の権利や安全を守るための相談窓口を設置しています。

サービスなどについて、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

高齡福祉課高齢者福祉係

大洲市地域包括支援センター

☎241714（直通）



職員を募集します

共通受験資格

日本国籍を有する人

地方公務員法第16条（成年被後見人など）に該当しない人

【市役所】

【問い合わせ先】

人事秘書課 ☎24-2111(内線311)

詳しくは大洲市公式ホームページをご覧ください。



▽一般募集（受付期間：5月28日(月)～6月15日(金)）

採用予定職種	人数	受験資格
事務職（大学卒）	5人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、平成25年3月末までに大学を卒業（見込み）の人
技術職・土木（大学卒）	1人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、大学において土木工学に関する学科を専攻し、平成25年3月末までに大学を卒業（見込み）の人
技術職・建築（大学卒）	1人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、大学において建築工学に関する学科を専攻し、平成25年3月末までに大学を卒業（見込み）の人
社会福祉士	1人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し資格取得見込みの人
保育士	3人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保育士の資格を有する人または平成25年3月末までに資格取得見込みの人

▽職務経験者募集（受付期間：5月28日(月)～8月31日(金)）

採用予定職種	人数	受験資格
技術職・建築	1人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、1級建築士の資格を有する人

※一般募集と職務経験者募集は、併願することはできません。



【とみす寮】

受付期間：5月28日(月)～6月15日(金)

【問い合わせ先】

特別養護老人ホームとみす寮 ☎23-0210

採用予定職種	人数	受験資格
看護師	1人	昭和52年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
介護職員	2人	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、介護福祉士の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

【大洲病院】

受付期間：5月28日(月)～6月15日(金)

【問い合わせ先】

市立大洲病院 ☎24-2151

詳しくは市立大洲病院ホームページをご覧ください。



採用予定職種	人数	受験資格
看護師	若干名	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、看護師の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
臨床検査技師	2人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
管理栄養士	2人	昭和47年4月2日以降に生まれた人で、管理栄養士の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
作業療法士	1人	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、作業療法士の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
言語聴覚士	1人	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、言語聴覚士の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人
薬剤師	2人	昭和57年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人または平成25年に実施される国家試験に合格し免許取得見込みの人

**平成23年度
個人情報保護制度の運用状況**

大洲市における個人情報取扱事務の届出件数は、3,284件です。

また、平成23年度の個人情報の開示などの請求については、14件の開示請求がありました。

その処理状況は、次のとおりです。

個人情報の請求件数と処理状況

	請求区分	請求件数	開示	不開示	請求取り下げ	不服申し立て
市長	開示	7件	7件	0件	0件	0件
農業委員会	開示	1件	1件	0件	0件	0件
病院事業管理者	開示	6件	6件	0件	0件	0件
合計		14件	14件	0件	0件	0件

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

【問い合わせ先】

情報管理課電算係 ☎24-2111 (内線373)

**平成23年度
情報公開制度の運用状況**

市政は、市民のみなさんの信託のもと常に市民に開かれたものとして運営されなければなりません。大洲市情報公開条例は、「市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民参加による公正で民主的な開かれた市政を推進する」ために制定されたものです。

情報公開制度の運用状況

公文書公開請求		24件
公開決定など	公開決定	20件
	うち全部公開	6件
	部分公開	14件
	非公開決定	0件
	その他	4件
不服申し立て		0件

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

【問い合わせ先】

情報管理課情報統計係 ☎24-2111 (内線375)